

# 平成31年第5回教育委員会会議記録

平成31年3月28日（木）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 八雲町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第2号 八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第3号 八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第4号 八雲町民センター管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第5号 八雲町立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第6号 八雲町郷土資料館管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第7号 八雲町木彫り熊資料館管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 報告第1号 八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正について
- 日程第10 報告第2号 八雲高等学校通学費助成金交付要綱の一部改正について
- 日程第11 報告第3号 八雲高等学校進路指導費等助成金交付要綱の一部改正について
- 日程第12 報告第4号 全国・全道大会選手派遣助成要綱の一部改正について
- 日程第13 その他

## ◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	福 田 浩 子

## ◎欠席者

委 員	神 原 伸 哉
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石坂浩太郎
学校教育課長補佐	松浦真理子
学校教育課総務係長	若山晋悟
学校教育課施設係長	上野誠
社会教育課長	吉田一久
社会教育課長補佐	佐藤真理子
社会教育課文化財係長	柴田信一
体育課長	三坂亮司
体育課管理係長	久保和人
学校給食センター所長	山田耕三
学校給食センター一次長	金浜ゆかり
熊石教育事務所総務係長	桜井則夫

【開会 午後4時30分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、平成31年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号、日程第4 議案第3号、  
日程第5 議案第4号、日程第6 議案第5号、  
日程第7 議案第6号、日程第8 議案第7号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」及び議案第3号「八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」及び議案第4号「八雲町民センター管理規則の一部を改正する規則」及び議案第5号「八雲町立図書館処務規則の一部を改正する規則」及び議案第6号「八雲町郷土資料館管理規則の一部を改正する規則」及び議案第7号「八雲町木彫り熊資料館管理規則の一部を改正する規則」については関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則及び議案第3号八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則及び議案第4号八雲町民センター管理規則の一部を改正する規則及び議案第5号八雲町立図書館処務規則の一部を改正する規則及び議案第6号八雲町郷土資料館管理規則の一部を改正する規則及び議案第7号八雲町木彫り熊資料館管理規則の一部を改正する規則について、関連がありますので、一括でご説明いたします。議案書1ページからになります。

本件は、住民ニーズや行政課題に対し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、未来に向け人口規模に見合った組織体制の構築と、組織力の向上を図ることを目的として、平成30年5月より「八雲町組織機構検討委員会」を立ち上げ、組織機構や事務分掌の見直しの検討をしてまいりましたが、その検討結果を反映させるための改正であります。

それでは、改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案書1ページ、議案第1号、八雲町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、第3条の改正は、社会教育課及び熊石教育事務所の組織機構の見直しによるもので、第2号の社会教育課に係る改正は、これまで各施設管理規則及び処務規則で規定していた公民館係、八雲町民センター管理係、資料館係について、新たに社会教育課に係として配置するものであります。第4号の熊石教育事務所に係る改正は、これまで3係を設置していたものを教育推進係1係に集約するものであります。

第6条の改正は、学校教育課の事務分掌に係る改正で、総務係に学校の設置及び廃止に関する追加のほか、文言整理に関する改正であります。

第7条の改正は、社会教育課の事務分掌に係る改正で、公民館係、八雲町民センター管理係、資料館係の事務分掌を追加すること及び町史編さん室の廃止に伴い、文化財係にその分掌を追加するほか、文言整理に関する改正であります。

第8条の改正は、体育課の事務分掌の文言整理に関する改正であります。

第9条の改正は、熊石教育事務所の事務分掌に係る改正で、3係を教育推進係の1係に集約し、事務分掌を規定するものであります。

また、附則第2項において、社会教育課に公民館係を配置することに伴い、職員の職務や事務分掌などを定めた、八雲町公民館処務規則を廃止することとしております。

議案書6ページ、議案第3号、八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部改正は、第8条に規定する事務分掌の文言整理に関する改正であります。

議案書7ページ、議案第4号、八雲町民センター管理規則の一部改正は、社会教育課に八雲町民センター管理係を設置することに伴い、組織について定めた第14条を削る改正であります。

議案書8ページ、議案第5号、八雲町立図書館処務規則の一部改正は、第4条に規定する事務分掌の文言整理に関する改正であります。

議案書9ページ、議案第6号、八雲町郷土資料館管理規則の一部改正は、社会教育課に資料館係を設置することに伴い、第4条の職員、第5条の係の設置、第6条の職務、第7

条の所掌事務を削る改正であります。また、様式第1号から第9号について、条の繰上げにより、条番号を改正するものであります。

議案書11ページ、議案第7号、八雲町木彫り熊資料館管理規則の一部改正は、社会教育課に資料館係を設置することに伴い、職員について定めた第4条を削る改正であります。

すべての改正規則において、附則として、施行期日を、平成31年4月1日からとしております。

以上、議案第1号及び議案第3号から議案第7号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号及び議案第3号から議案第7号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号及び議案第3号から議案第7号までは原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

本件は、教職員住宅の解体及び所管換え並びに浴室改修を行った住宅の入居料の改定に伴い、住宅入居料などを定めた別表の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正内容について、ご説明いたします。

最初に第1条の改正につきまして、別表第2は、熊石地域の教職員住宅であり、太線で囲まれた部分、熊石雲石町の昭和44年度建築の2戸、昭和45年度建築の4戸、昭和46年度建築の2戸、昭和48年度建築の3戸、計11戸の住宅を解体したことにより、別表第2から削除するものであります。

また、同じく太線で囲まれた部分、平成4年度建築の1戸、平成12年度建築の1戸、平成13年度建築の1戸、計3戸については、総務課へ所管換えをしたことから、別表第2から削除するものであります。

次に、第2条の改正につきまして、別表第1は、八雲地域の教職員住宅であり、平成30年度に浴室改修を実施した住宅の入居料を改正するもので、昭和61年度建築の野田生地区の1戸を、1万4千200円から1万7千700円に、昭和62年度建築の山越地区の1戸及び野田生地区の1戸を、1万5千900円から1万9千400円に、昭和63年度建築の野田生地区の1戸を、1万6千300円から1万9千800円に改めるものであ

ります。

附則として、施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日からとしております。

以上、議案第2号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第9 報告第1号

○教育長 報告第1号「八雲町特別支援教育支援員配置事業」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正について説明いたします。議案書12ページをお開きください。

本件は、生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行う特別支援教育支援員について、採用の条件や賃金を引き上げるための改正を行いましたので、報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、総務係長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 報告第1号、八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正について説明いたします。議案書12ページをお開き下さい。

本要綱につきましては、八雲町内小学校・中学校の通常学級等に在籍し、学習障がい・注意欠陥・多動性障がい等により、生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行うことで特別支援教育の充実を図ることを目的として支援員の配置について要綱を制定しておりますが、平成31年度に、八雲小学校に肢体不自由学級を新設する事になっており、新1年1名の入学と新5年1名が転学により入級予定であり、生活介助や食事介助等、支援が必要であり、担任教諭1名では対応が難しい事から、新たに介護支援としての支援員を配置できるよう要綱の改正を行い、また、支援員の賃金についても、町の臨時職員等の賃金改定に合わせて、単価を改正しようとするものであります。

改正内容を、新旧対照表により説明いたします。議案書13ページをご覧ください。

第4条、支援員の条件につきましては、さきほど説明しました介護支援に係る支援員の任用条件について新たに第2項に規定し、現行の第2項に規定していた研修に係る部分を第4条の条文に入れて整理したものであります。

第8条、任用条件につきましては、賃金の1時間当たりの単価を規定しているものであり、単価を1千60円から1千70円に改正するものであります。

以上、報告第1号八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 現行の要綱では八雲町内に在住という要件がありますが、改正後には書いていないので、今回の改正で消したという事でいいですか。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 現行の要綱では八雲町内に在住という事で規定しておりましたが、人材を探していく中で、町外在住の方からも応募したいとの声もあった事から、今回の改正で町内に限定する部分を削除し、広く募集できるようにするものです。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 現行の規定では、事前に研修を受けることができる者と書いてありますが、改正後は、小学校・中学校の児童生徒への支援ができ、尚且つ事前に研修を受けなければならないという事になったという事でしょうか。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 この部分の改正については、変更というよりは、条文を整理したという事であり、現行の規定においては第4条第2項に規定しておりましたが、今回の改正において第2項に介護支援に係る規定を新たに設けた事から、事前研修の要件については第4条本文にて規定したものであります。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 現行であれば、教育経験又は教育関係に携わったことのある者というのが一つと、事前に研修を受けることができる者という形で、2つが分けられているように思ったので、今回の改正により、前提条件として必ず研修を受けなければならないと受け取ったのですが、そうではなくて、現行も改正後も同じく研修を受けなければならないという事には変わりはないという事でしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 羽田委員の言われました通り、改正後の第4条本文の規定の中で、大きな前提として事前に研修を受けることができる者で、次のいずれかに該当するものと規定しているところであります。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 今までの現行の規定では、介護福祉士は該当しなかったという事でしょうか。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 現行の規定においては、あくまでも教育支援を前提とした支援員として規定しておりましたが、この度八雲小学校に肢体不自由児が2名入る予定なのですけれども、それに伴いまして、介護支援を目的とした支援員を配置するため、新たに規定したものであります。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

### ◎日程第10 報告第2号

○教育長 報告第2号「八雲高等学校通学費助成金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第2号八雲高等学校通学費助成金交付要綱の一部改正について説明いたします。議案書14ページをお開きください。

本件は、これまで、町外及び熊石地域から八雲高校への通学者を対象としていた通学費助成を、町内から公共交通機関を利用する通学者も対象とし、助成額を定期券運賃の2分の1に拡大するための改正を行いましたので、報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、総務係長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 報告第2号八雲高等学校通学費助成金交付要綱の一部改正について説明いたします。議案書14ページをお開き下さい。

本要綱につきましては、町外の中学校及び熊石地域の中学校から八雲高等学校に入学した生徒の通学費の負担の軽減を図り、以て、同校生徒の確保に資することを目的としておりますが、八雲高等学校教育振興会から助成の拡大を要望されており、また、町の政策として同校生徒の確保は重要な課題であることから、現在実施している助成の範囲及び助成金額を拡大し、町内の公共交通機関利用者及び、町外からの公共交通機関通学者に対して、定期券運賃の2分の1を助成するため、要綱の改正を行うものであります。

改正内容を、新旧対照表により説明いたします。議案書15ページをご覧ください。

第1条、目的につきましては、現行の要綱では町外又は熊石地域からの通学者に限定しておりましたが、町内公共共通期間利用者についても助成対象とすることから、限定部分を削除するものです。

第2条、交付対象者についても、同じく地域の限定を削除しております。

第3条、助成金の額につきましては、今までは熊石地域を除く町内からの公共交通機関を利用して通学している生徒との公平を確保するため、定期券購入額から町内通学者の一番遠い所から通っている定期券運賃分を控除した額について助成する旨規定しておりましたが、今回の改正において町内の公共交通機関を利用して通学している通学者についても助成対象としたこと、また、定期券の購入種別に関わらず、購入代金の2分の1を助成しようとするものであります。

以上、報告第2号八雲高等学校通学費助成金交付要綱の一部改正についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

### ◎日程第11 報告第3号

○教育長 報告第3号「八雲高等学校進路指導費等助成金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号八雲高等学校進路指導費等助成金交付要綱の一部改正について説明いたします。議案書16ページをお開きください。

本件は、これまで、八雲高校の生徒が受験する模擬試験受験料及び各種検定料を助成対象としておりましたが、平成31年度から、学力向上のために受講する通信教育の受講料助成を新たに実施するための改正を行いましたので、報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、総務係長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 報告第3号八雲高等学校進路指導費等助成金交付要綱の一部改正について説明いたします。議案書16ページをお開き下さい。

本要綱につきましては、八雲高等学校の進学率向上の一環として同校の生徒が受験する模擬試験受験料、各種検定料の助成を行い、以て同校の生徒の進路指導に資することを目的としておりますが、町の政策として同校生徒の確保は重要な課題であることから、現在実施している助成の範囲を拡大し、現在も高等学校で実施している通信学習受講料の一部助成を新たに実施しようとするものであります。

ここで規定しようとしている通信学習は、リクルート社が提供しております学習配信サービス「スタディサプリ」というものであり、パソコンやスマートフォンを利用して有名予備校の講師の授業を受けられるというものであり、月額980円で受講できるものとなっております。

改正内容を、新旧対照表により説明いたします。議案書17ページをご覧ください。

第1条、目的につきましては、新たに助成しようとしている通信教育受講料について規定するものであります。

第2条、助成対象についても、同じく進路指導のために受講する通信教育の受講料を対象とする旨規定するものです。

第3条、助成金の額につきまして、通信教育の受講料助成について金額を規定するものであり、年間6千円を限度として助成する旨規定しております。

この受講料につきましては、月額980円となっており、年額で税込み1万2千円強となりますが、そのおおよそ半額を助成しようとするものであります。

第4条、助成の方法につきましても、同じく助成対象を拡大するにあたり、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、報告第3号八雲高等学校進路指導費等助成金交付要綱の一部改正についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 具体的に、この通信教育というのはどのようなものなのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 八雲高校で、現在も取り組んでいるもので、「スタディサプリ」という、最近コマーシャルでも宣伝されておりますが、リクルート社が運営しているインターネット予備校でございまして、有名大手予備校のカリスマ講師が行う通信用の動画を、スマートフォンやパソコンで視聴して学習するものとなっております。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 それは自宅でやるものなのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 自宅でも、スマートフォンやパソコンを用いて学習することができまして、その状況についても、子ども達にやらせっ放しにするものではなくて、高校の先生が、進捗状況や学習内容をフォローしながら受講しているという状況になっております。

○教育長 補足で、これまでも年間1万2千円かかっていたものを、高校において、進路指導対策費で6千円を補助していたという事で、それでは教育委員会でも半額補助をして、受講料は無料にしてあげましょうという事で進めております。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

## ◎日程第12 報告第4号

○教育長 報告第4号「全国・全道大会選手派遣助成要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 報告第4号 全国・全道大会選手派遣助成要項の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書18ページをご覧ください。

全国・全道大会選手派遣助成については、町民のスポーツ機会を確保するとともに、出場する選手が町民に夢と感動を与え、他の競技者への波及効果により町内の各種目の競技力が向上することを目的に、出場する選手やチームに対し支援してきたものです。

この度の改正は、要綱で3分の1以内と定めていた助成率を、渡島管内市町の事例等を参考に、児童生徒への支援を拡充するため助成率を10分の10以内へ拡充したものです。

議案書19ページをご覧ください。

具体的な改正内容は、助成対象について、町民を対象とし、予選会を勝ち抜き出場する全道・全国大会としておりましたが、一般成人については、出場実績が少なく出場に際し各自での経費負担が可能であることから対象外とし、児童生徒に高校生を対象に加えております。

次に、助成率については、これまで対象経費の3分の1以内としておりましたが、実際に経費を出す保護者の負担を軽減し、児童・生徒のスポーツ機会を十分に確保するため、対象経費の10分の10以内へ拡充することとしました。

なお、中体連については、学校教育課所管で、これまでも10分の10の経費助成があること、高体連については、高校内で別途助成制度があることから対象外としており、その他の大会でも、主催者等から出場に際し一切の経費支給がある場合は対象外、一部補助がある場合は4分の1以内を助成することとしております。

また、これまでは3分の1以内の助成で賤別的な意味合いが強いことから大会成績及び決算書報告を条件としておりましたが、10分の10以内の助成へ拡充することから、事業報告時に決算書に支出証拠書類の写しを添付することとしております。

なお、要項に定めのない大会等があった場合は、教育委員会事務局内で協議の上、助成額を決定することとしております。

附則として、この要綱は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上簡単ですが、報告第4号全国・全道大会選手派遣助成要項の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 10分の10という言い方は耳慣れてなくて、全額という意味なのか。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 10分の10以内という事で、全額補助という事にはなりますが、全額と規定するとどこまでの範囲をとというのが難しくなりますので、対象経費、例えば宿泊費であれば、小学生は6千円、中学生以上については8千円としておりまして、現状と合わない部分はあるかもしれませんが、そのような経費を積み上げた中で、その対象となる経費の10分の10以内を助成したいと考えております。

○教育長 10分の10に至った経緯ですが、原課と協議をしていた中で、3分の1から一気に全額というのは難しいだろうという事で、半額という事で町に提示をして協議したのですが、町長は子育て支援に力を入れていくという方針を持っていましたので、協議した結果、全額を助成するという方向を示してもらいました。また、他の市町を見ても、具体的な数字は分かりませんが、10分の10を助成している町も結構ありまして、八雲もそれに追随してという事になりました。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第4号は報告済みといたします。

### ◎日程第13 その他

○教育長 日程第13 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成31年第5回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午後5時00分】